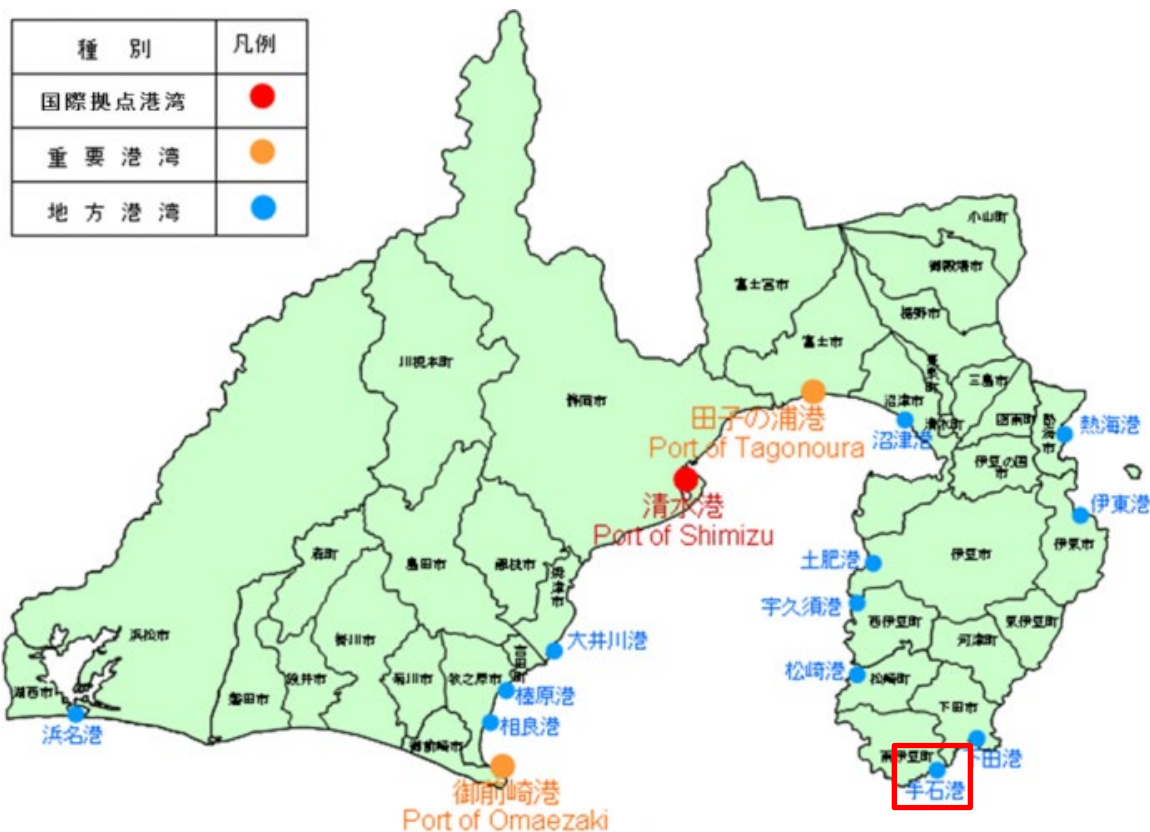


別紙－1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

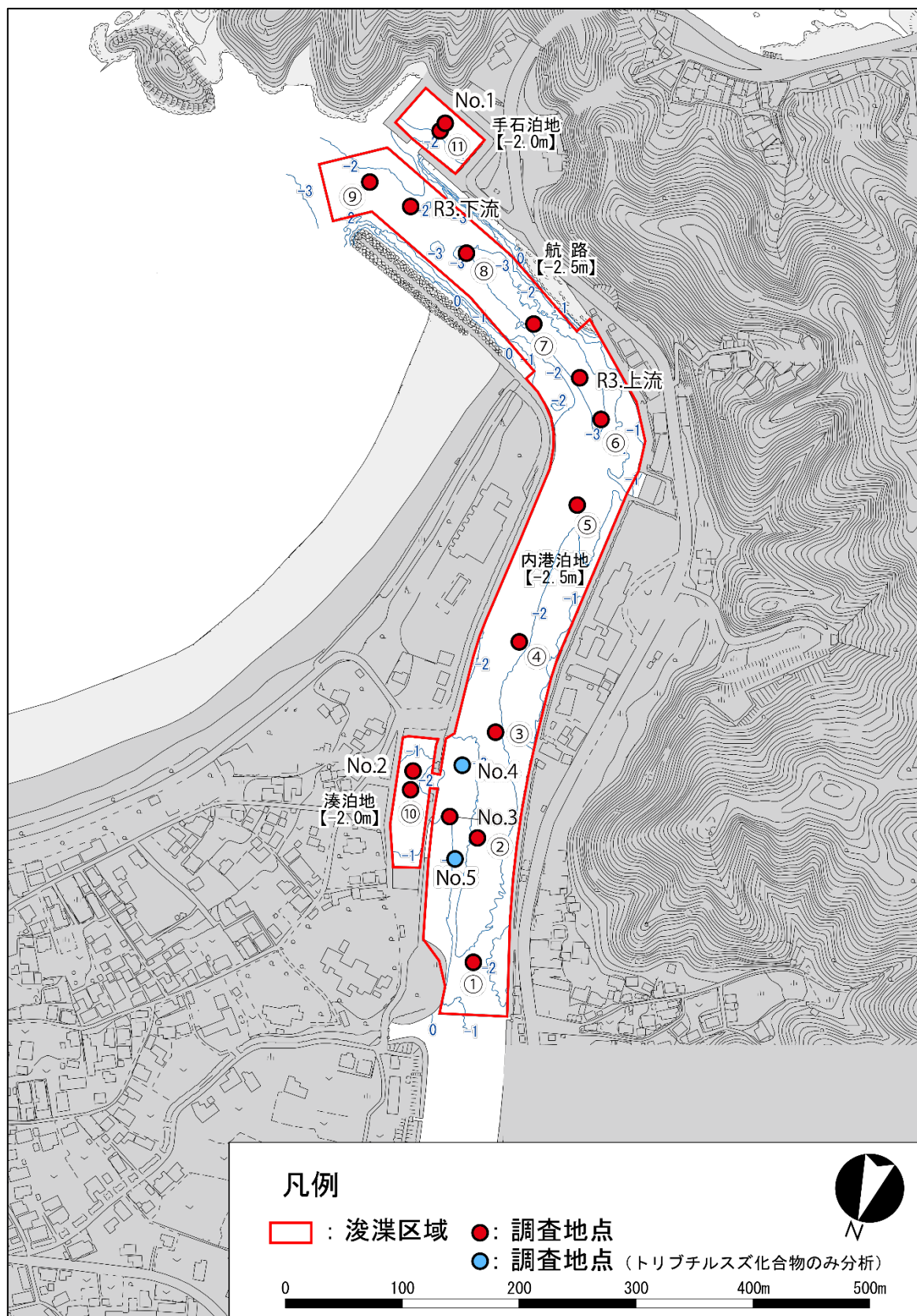
(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は静岡県南伊豆町に位置する手石港（地方港湾）（図－1.1 参照）の図－1.2 に示す範囲であり、浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための採取位置は図－1.2、試料採取位置の浚渫土厚と試料採取を行ったコアの層数は表－1.1 のとおりである。



出典) 「静岡県 HP 静岡県の港湾位置図」
(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kowan/1003578/1029594.html>、令和 6 年 4 月閲覧)

図－1.1 手石港の位置



備考) 現況水深は、令和5年3月の測量結果を示す。

図-1.2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

表－1.1 試料採取地点と採取層の概要

施設名 【計画水深】	調査地点	現況水深 (m)	採取層 (m)	試料採取 年月日	備考
手石泊地 【-2.0m】	⑪	-0.47	0-0.5	令和5年2月8日	浚渫深まで 採取
	No. 1		0.5-1.0	令和5年2月14日	
			1.0-1.5		
			1.5-2.03		
航路 【-2.5m】	⑨	-2.5	0-0.5	令和5年2月8日	浚渫深まで 採取
	R3. 下流	-2.5	0-0.5	令和3年9月8日	
	⑧	-3.0	0-0.5	令和5年2月7日	
	⑦	-3.0	0-0.5	令和5年2月7日	
内港泊地 【-2.5m】	R3. 上流	-3.0	0-0.5	令和3年9月8日	表層採取
	⑥	-2.5	0-0.5	令和5年2月7日	
	⑤	-2.0	0-0.5	令和5年2月7日	
	④	-2.0	0-0.5	令和5年2月7日	
	③	-2.0	0-0.5	令和5年2月7日	
	②	-1.5	0-0.5	令和5年2月7日	
	No. 3	-0.47	0.5-1.0	令和5年2月14日	浚渫深まで 採取
			1.0-1.5		
			1.5-2.0		
			2.0-2.53		
	①	-1.0	0-0.5	令和5年2月7日	表層採取
	No. 4	-0.5	0-0.5	令和5年10月25日	備考 4. 参照
No. 5	-0.5	1.0-1.5	令和5年10月25日	備考 4. 参照	
湊泊地 【-2.0m】	⑩	-1.32	0-0.5	令和5年2月8日	浚渫深まで 採取
	No. 2		0.5-1.18	令和5年2月15日	

備考) 1. 表中の調査地点は、図-1.2に対応している。

2. 採取層は底面を 0m とし、深さ方向への採取厚を示す。

3. 調査地点 No. 1～No. 3 の最深試料厚は 0.5m を超えることから、判定基準換算値を求め使用した。

4. No. 4 及び No. 5 については、⑩、No. 2、No. 3 でトリブチルスズ化合物（溶出）が水産用水基準に基づく基準値（0.02 $\mu\text{g/L}$ ）を超過したことから、No. 4（表層採泥）、No. 5（1.0-1.5m 採泥）の調査地点を追加し、トリブチルスズ化合物（溶出）についてのみ分析した。

(2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分しようとする廃棄物の特性を把握するために、浚渫区域の中から図-1.2 に示す 16 地点 (No. 4 及び No. 5 を除く※¹) で水底土砂の採取を行い、性状の把握を行った。これらは以下に示す理由により、浚渫区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

手石泊地 (面積 2,800m²) では、近年浚渫や底質調査を実施していないことから、中央付近の調査地点 (No. 1、⑪) において浚渫水深まで土砂を採取し、分析を実施した。

航路については、近年浚渫や底質調査を実施していない港口部において 50m 毎に調査地点 (⑦、⑧、⑨、R3. 下流) を配置し、浚渫水深まで土砂を採取し、分析を実施した。

内港泊地 (面積 3,000m²) では維持浚渫を実施しており、過去に採泥、分析を行い判定基準に適合しており (許可番号: 8-013-02、11-002、13-007、15-004) 負荷源や地形等に変化がない (図-1.3 に過去の底質調査地点を示す)。浚渫区域は河口部に位置しているが、波が直接進入しない湾奥に位置していることから波による底質の移動の影響を受けにくい場所である。前面の海域及び港湾内に大規模な工業地帯や他に流入する河川がなく青野川由来以外の有機汚濁や有害物質の影響もないと考えられる。また、前面海域は相模灘で黒潮の差し込みにより常に外洋の影響を受ける開放性の高い海域であり、「4.1 章 水環境」に示すように前面海域の相模灘において水環境に特段の問題が無いことから、海洋の影響を受けて有機汚濁、有害物質の蓄積等の変化の可能性はほとんど無いものと考えられる。よって、浚渫範囲の上流部の代表点 (No. 3) において浚渫水深まで土砂を採取することで、青野川由来の有機汚濁や有害物質の影響を把握できると考えた。また、概ね 50~100m 毎に調査地点を配置し、表層の土砂を採取し、水平方向の性状を把握した。

湊泊地 (面積 3,000m²) では、近年浚渫や底質調査を実施していないことから、中央付近の調査地点 (No. 2、⑩) において浚渫水深まで土砂を採取し、分析を実施した。

表-1.2 の分析結果より、全ての項目について「水底土砂に係る判定基準」※²を下回っている。また、浚渫計画範囲は前述の静岡県の相模灘に面する伊豆半島沿岸に位置することから、「指定水底土砂」※³に該当しない。したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年 法律第 136 号)」第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

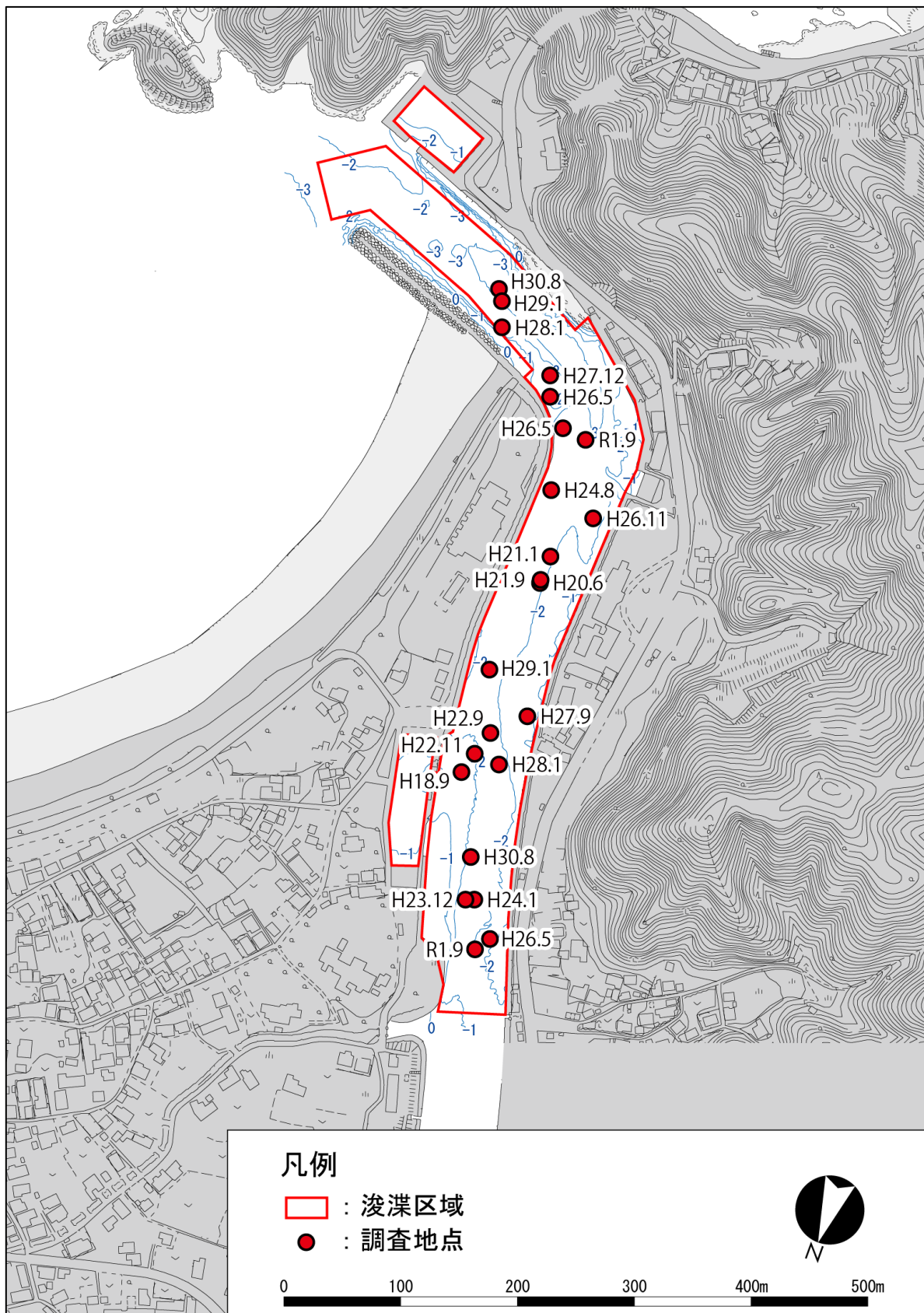
※1. No. 4 及び No. 5 については、⑩、No. 2、No. 3 でトリブチルスズ化合物 (溶出) が水産用水基準に基づく基準値 (0.02 µg/L) を超過したことから、No. 4 (表層採泥)、No. 5 (1.0-1.5m 採泥) の調査地点を追加し、トリブチルスズ化合物 (溶出) についてのみ分析した。

※2. 「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令 (昭和 48 年 総理府令第 6 号)」により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 (昭和 46 年 政令第 201 号)」より定める「特定水底土砂」の判定基準。

※3. 「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域 (田子の浦港、三島・川之江港の 2 海域) から除去された水底土砂のうち熱しゃく減量が 20%未満である土砂を指す (「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成 17 年 政令第 209 号)」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定 (昭和 48 年 環境庁告示 18 号)」関連)。



図－1.3 過去の底質調査試料採取位置

表－1.2(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 ⑪：令和5年2月8日、No.1：令和5年2月14日

項目	単位	⑪	No. 1		判定基準	判定
		0-0.5m	0.5-1.0m	1.0-1.5m		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.5	0.5	0.5	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	40 未満	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.016	0.0044	0.0066	10 以下	○

備考) 1. 「検出しない」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 No.1：令和5年2月14日、⑨：令和5年2月8日、R3.下流：令和3年9月8日

項目	単位	No.1	⑨	R3.下流	判定基準	判定基準 換算値	判定
		1.5-2.03m	0-0.5m	0-0.5m			
アルキル水銀化合物	mg/L	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0047 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.094 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.094 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.94 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	0.47 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.094 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.94 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0028 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	2.82 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	1.88 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.6	0.5	<0.1	15 以下	14.1 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	0.28 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	0.094 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	2.35 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	1.88 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	1.13 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	1.41 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	40 未満	37.6 未満	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.19 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.019 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.038 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	0.94 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.38 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	2.82 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.056 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.019 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.056 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.028 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.19 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.094 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.094 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.47 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.0064	0.016	0.0025	10 以下	9.4 以下	○

備考) 1. 「検出しない」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

3. No.1 (1.5-2.03m) はコア長が0.53mと0.5mを超えるため、判定は通常基準値の0.5/0.53=0.94倍の判定基準換算値を求め使用した。

表－1.2(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 ⑧及び⑦：令和5年2月7日、R3.上流：令和3年9月8日

項目	単位	⑧	⑦	R3.上流	判定基準	判定
		0-0.5m	0-0.5m	0-0.5m		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.7	0.8	<0.1	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	40 未満	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.31	0.080	1.5	10 以下	○

備考) 1. 「検出しない」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和 5 年 2 月 7 日

項目	単位	⑥	⑤	④	判定基準	判定
		0-0.5m	0-0.5m	0-0.5m		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	1.4	1.0	1.1	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	40 未満	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.7	0.81	0.67	10 以下	○

備考) 1. 「検出しない」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和 46 年政令第 300 号)別表第 3 の 3 第 24 号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表－1.2(5) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 ③及び②：令和5年2月7日、No.3：令和5年2月14日

項目	単位	③	②	No. 3	判定基準	判定
		0-0.5m	0-0.5m	0.5-1.0m		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	○
ふっ化物	mg/L	1.2	0.9	0.9	15 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	40 未満	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.98	1.3	2.1	10 以下	○

備考) 1. 「検出しない」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

表－1.2(6) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 令和5年2月14日

項目	単位	No. 3			判定基準	判定基準 換算値	判定
		1.0-1.5m	1.5-2.0m	2.0-2.53m			
アルキル水銀化合物	mg/L	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0047 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.094 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.094 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.94 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	0.47 以下	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.094 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.94 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0028 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	2.82 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	1.88 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.7	0.3	0.3	15 以下	14.1 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	0.28 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	0.094 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	2.35 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	1.88 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	1.13 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.2	<0.1	<0.1	1.5 以下	1.41 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	40 未満	37.6 未満	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.19 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.019 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.038 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	0.94 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.38 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	2.82 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.056 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.019 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.056 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.028 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.19 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.094 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.094 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.47 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	2.6	0.015	0.046	10 以下	9.4 以下	○

備考) 1. 「検出しない」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

3. No. 3 (2.0-2.53m) はコア長が0.53mと0.5mを超えるため、判定は通常基準値の0.5/0.53=0.94倍の判定基準換算値を求め使用した。

表－1.2(7) 水底土砂に係る判定基準への適合状況

試料採取日 ①：令和5年2月7日、⑩：令和5年2月8日、No.2：令和5年2月15日

項目	単位	①	⑩	No.2	判定基準	判定基準 換算値	判定
		0-0.5m	0-0.5m	0.5-1.18m			
アルキル水銀化合物	mg/L	検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0037 以下	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.074 以下	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.074 以下	○
有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.74 以下	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.5 以下	0.37 以下	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.074 以下	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下	0.74 以下	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.0022 以下	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	3 以下	2.22 以下	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2 以下	1.48 以下	○
ふっ化物	mg/L	0.5	0.9	0.6	15 以下	11.1 以下	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.3 以下	0.22 以下	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.1 以下	0.074 以下	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	2.5 以下	1.85 以下	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	2 以下	1.48 以下	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.2 以下	0.88 以下	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	1.5 以下	1.11 以下	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	40 未満	29.6 未満	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.148 以下	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.015 以下	○
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.030 以下	○
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	0.74 以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.296 以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	3 以下	2.22 以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.056 以下	○
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.015 以下	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.044 以下	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.022 以下	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.15 以下	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.074 以下	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.074 以下	○
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.37 以下	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.4	0.91	2.7	10 以下	7.4 以下	○

備考) 1. 「検出しない」とは、検出下限値未満を示す。

2. 有機塩素化合物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物を示す。

3. No.2(0.5-1.18m)はコア長が0.68mと0.5mを超えるため、判定は通常基準値の0.5/0.68=0.74倍の判定基準換算値を求め使用した。